

Title	上総介忠輝
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.4 (1909. 11) ,p.251(15)- 263(27)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091101-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

14

は、皆之れ天然の地勢を能く利用せるによるなり。

是れを總括するに、社會は天然に依頼し、之に依りて制限を蒙れども、又一方に於ては、社會は智力を以て、天然を征服し之れを使役す。人類の進歩は天然を人類の支配の下に置くに在り。即ち社會の安寧幸福の爲めに天然力を利用するに在り。斯くして利用せられたる天然は、人類の思想を發表するの機關たるなり。下層の文明に於ては、人心は天然を模倣し、其反應を受くるに過ぎざれども、文明の進歩と共に天然は却つて人心より反響を受くるに至るなり。(完)

上總介忠輝

阿部秀助

二

上總介忠輝は徳川家康の第六男(一母は茶阿局とて、其初め遠州金谷の賤しき者の妻なりしが、容姿麗はしかりしを以て、處の代官が無體の戀慕に逢ひ、剩つさへ夫を殺さるゝに至りしかば三歳の幼女を抱きて濱松城に訴へぬ、家康之れを留めて、自己の召使となし、やがて其腹に宿りしものは彼忠輝なりき、(二)生れし際色きはめて黒く、皆さかさまに裂けて(或は孤眼とも云ふ)醜かりしかば家康之れを憎みて、自己の子にあらずとなし捨てんとせしを皆川廣照乞ふて養ひ辰千代と名けぬ、(三)忠輝七歳の時、家康之れを見て、おそろしき面魂かな、三郎岡崎三郎信康が幼かりし時に、違ふ所なかりけりと云しとかや、行末彼が悲劇の運命は、はや此の語中にあり。(四)

15

文祿二年の冬より長澤家(五)の跡絶えしかば、其家の小野能登守吉國と廣照との謀にて、忠輝八歳の際之れが世嗣となすに至れり、慶長七年歳十一にして下總佐倉の城主となり、從五位下上總介に叙せられ、忠輝と名のりぬ(六)次で翌年二月信州松代に移されて十八萬石を食むに至れり(七)思ふに大御所の光いやが上に輝くを見るにつけて、其母が於茶阿局よと大奥にときめくを聞くにつれて、又た其舅たらんとする人が奥州一の弓取たるに就きて、他日將軍とならんものは我れなりと、世のうき鹽なめぬ此若主人が幼心に描きしことは數々ありしならむ、然かも望の綱は切れて、慶長十年四月三男秀忠は征夷大將軍に任せられ、其身は僅かに從四位下右近衛權少將に陞りしのみ。(八)

嗚呼、失望の後に來るものは放逸なり、怨恨なり、永遠の暗黒なり。

翌年彼は兼て泉州堺の茶匠今井宗薫によりて約せられし伊達政宗の女を娶りぬ(九)されど之れによりて毫も心を慰むることなく、血氣にまかせて、あらあらしき振舞のみ多く、老臣之れを諫むれども聞かず、殊に廣照の如き、さまざまに教訓し奉れども今はおのれが力にて御行跡改らせ給ふべしとも覺ひずと云へるにても、其の

失望の度のいばかり深かりしかば吾人之れを察するに艱からず、かくて此失望は更に秀忠に對する怨恨を生みぬ、其後大阪役の際に於ける家康の語に

「我今永らへて世にあるだに、かく將軍家に向て無禮を顯さる、我なからん跡の事思ひやられぬ、且此度都にありし時、我れ將軍家と共に内に參りしに、忠輝病と稱して供奉に候せず、川逍遙のため嵯峨の邊に出で日をくらし、又暇をば賜らざるに都を立て間路を経て直ちに國に歸り、國家の大法我が子初にこれを破る、此等の罪輕からず」

と云へるにても明かなり、加ふるに初め家康の召されし小童に、花井三九郎なるものあり、舞に堪能なりし之れを以て、忠輝がいとけなき際より仕へしが、於茶阿局其容姿の美なるを愛して昔まうけし己れの娘にあはせたり、かくて遠江守を受領せし彼は忠輝と異父同母の姉姪たるより双なき覺えにて威權強く恣なることのみ多ければ、慶長十四年九月皆川廣照は山田長門守晴政、松平讃岐守親宗と共に駿府に訴ふ、家康怒りの聲あらあらしく

「その三九郎男には小鼓うたひなど教へよとこそ云ひたれ誰が許しければ、かく

受領して家の事とり行ふらん不思議さよ、速に召す可し、屹と糺問すべし」

之れを聞きし於茶阿局は大に驚き嘆きて、本多上野介正純、お龜局(尾張義直の母)お萬局(紀伊頼宣の母)及び歸依の僧侶に其罪免がれんことを頼み、忠輝も亦た此報を得て、急ぎ駿府に來り、山城守廣照己が舊功を恃みて、ともすれば恣なる振舞をなすと共に、山田等も亦た彼が與黨たる由を訴ふ、かくて如何なる結果にや罪ある花井三九郎は何人の譴もなく、罪なき廣照は流刑となり、殘る二人は同年十月二十七日刑場の露と消えぬ(十)故大久保湖州嘗て此間の消息を語りて曰く

「表に出でたる家康と、奥に入りたる家康とは必ず同一の人にあらず、男の如く女を扱ふ能はざりしは明けし、其が物語に

隨分武士は武士くさく、味噌は味噌くさきがよし、

と曰ひぬれば、又隨分女は女くさきがよしと言ふべきや、當時戰亂の世なべて女は賤められて、一見殆ど男が心の儘なる使役に用ゐられし觀あれど、又裏面には其が婉情に纏はれて思はずも鬼を拉ぐ英雄が化装を剥ぎしものなりけり……夫のお茶阿の局が一件は今も家康が心事の公明を疑ふ者なり……皆川等が表

よりせし道理の訴は失敗して、お茶阿の局が奥よりの情願成就せしは明らかなり、家康も殺伐なる智慧のみの動物にあらずりけり、さりながら這は是れ家康が情愛にひかれし行跡に於て、特に著しき例なり、(十一)

かくて、翌十五年閏二月三日、忠輝に越後頸城郡高田六十萬石を賜はり、(十二)罪ある花井三九郎も亦た川中島六萬石の城代となるに至りぬ、之れより亦た君を諫めんとする臣なく、彼の酒宴遊興は益々つものり家康及秀忠の許に伺候することなきを以て、大御所の氣色よろしからず、之れを聞きし忠輝は大に驚きて、十七年九月駿河及江戸に至り、次で同年十二月二十三日家康は幕府一番頭松平大隅守重勝に越後蒲原郡三條の城を與へて、之れが目附たらしめたり、嗚呼之れ實に支倉常長が月浦を出帆せし十箇月前のことなりとす。

思ふに、此の如き政治的失望より生ぜし放逸が、其妻たる夫人より政宗の耳に入りしことは度々ありしならむ、野心に満ちし彼と雖も、豈に子までつくりし己れの媚を愛するの情なからんや、家康こそ目の上の疵なれ、然かも彼や半を棺中に投せし人、況んや戰雲は將さに大阪城頭にかゝらんとするにあらずや、家康逝かば、秀忠

如きは物の數かはとは政宗の密かに思ひし處ならむ。

(一) 三松餘によれば徳川家康所生の諸子左の如し、

- 信康
- 女子(龜子)
- 秀康
- 女子(徳子)
- 秀忠
- 忠吉
- 信忠
- 女子(振姫)
- 家康
- 松君
- 忠輝
- 仙君
- 女子(加納君)
- 義道
- 頼宣
- 頼房
- 女子(市姫君)

(二) 茶阿局は後に朝覺院殿と稱す、御九旅記に「茶阿御方山田氏女元和七年四月十日卒、新井白石が藩翰寺傳とあり、家康の第六番の子辰千代及第七番の子松千代を生めり、新井白石が藩翰讀卷六、上總介殿の條に「才ある物がたり多き御方也」とあるが如く、玉滴隠見に左の如き事あり、

「松平上、總介忠輝の御母堂は遠州金谷の産と云、其の濫觴を尋ねれば彼母公其始め金谷の買人に嫁して有けるが、此婦人美女の聞ひ世上に隠れあらざりければ、金谷の何御代官某此人に心をくれ竹の世の俾りをも願はずいかにもして奪取はやと思へども、其謀たらねば、所詮彼夫に難題を申かけ死罪せしめ、所帯等まで悉く没收して、其上渠が妻女を上りものに仕我儘にせんと巧み、己に無理なることを申かけて、害しけり、彼が妻女理無して夫の害せられしことを無念に思ひ、吾男の縁を報せんとして、三歳になりける女子を懐に抱き、密に逃て濱松に参り、大御所様に吾夫の科なくして殺されしことを直訴に致しければ、卿右の御代官並手代、庄屋等を濱松に召のぼせ給ひ御糺明の處に、彼夫に聊々誤りなけれども、偏に其妻女を奪取べき奸回に治定に付、彼代官を死刑に行しめ給ふ、右の女房をば召仕はれけり、其名を於茶阿と云ひしが、御行水の役を勤められしが、御男子一人出生有り、其後亦平産有て以上二人誕生也」

又は山田氏以貴小傳によれば遠州金州にて八と云ふ賤き者の妻なりとあり、

(三) 藩翰譜(第六卷)に皆川山城守藤原廣照は秀卿將軍九代の孫小山下野大掾政光が嫡男下野國の住人長沼五郎宗政が十七代の後胤也、廣照が五代の祖長沼淡路守秀宗吉嘉

頃の皆川の地に移る、秀宗が孫宮内少輔宗成初て皆川とは名のつてけり、相模國北條起るに從ひ、彼家の被官として、天正十八年の春豊臣關白小田原に攻め下り給ひし時、山城守廣照成田守下總壬生上總の者共に北條陸奥守氏輝に隨て、竹鼻口に出向つて防ぎ戦はんとす、三月廿日九日中の城落ちて、明くれば四月朔日徳川殿の先陣宮城野に攻め入ると聞えしかば、氏輝等小田原の城に引き返す、同八日、明日寄手小田原の城攻めらるべしと聞えし夜、廣照密かに城中を忍び出で徳川殿に付て關白の御陣に降参す、徳川殿兼てより廣也此年の秋北條亡びし後、本領なれば皆川の地をぞ給はりける、三石慶長五年の秋東西の軍一時に起る、廣照父子は三河守殿の御手に屬し東國に止る、太田原の邊に陣、同八年二月六日上總介殿に信濃國にして所領の地参らせられし時、廣照彼の御傳になされて飯山の城を給ふ、四萬石を領す之れは上總介殿幼くわたりり然るに介殿の御振舞あらくしくましまして、古き老臣共の諫をも用ひ給はず、十四年九月廣照を初めとして山田長門守、松平讀岐守等駿河の國府にまいりて、密かに大御所に訴へ申しければ介殿この由關東にて聞召され夜を日に繼て馳せ参らせ給ひ一々に陳じ申させ給ひて、彼等を屹と非科に處せらる可き由を、頼りに訴えさせ給ひしかば廣照は死罪一等を宥められ、所領を沒收せられ、同十月二十七日殘る二人は誅せられ、廣照やがて入道して老圃と號す、嫡男志摩守隆府もとより將軍家に仕へまいらせ慶長五年十一月十九日叙爵す、父が罪蒙りし時、隆府も其縁座に處せらる、上總介殿御行あらたまらせ給はず、大御所の御不悅與蒙むらせ給ひ、終に流させ給ひぬ、其

後隆府將軍家に召還され、元和九年常陸國新治郡府中の地賜はり、一萬五千石山城守になされて寛永九年大番の頭になされ正保二年に卒す」
 又た寛政重修諸家譜八六二に皆川廣照は慶長六年正月、從四位下に叙す、八年松平上總介忠輝朝臣信濃國に封ぜらる、廣照かつて、彼朝臣を襁褓のうちよりとりやしなひ申せしにより、その傳となり、同國のうちにおいて、四萬石の地をくわへられ飯山の城をたまひ、舊知をあはせ、七萬五千石を領す、

(四) 故大久保湖州が徳川家康を論せる中に

「家康自ら岡崎城に出馬して、先づ信康を同國大瀨の郷に移す、翌日信康岡崎に出でて、父に見えて心の程を明かさんとはしたれども、家康また聽かんやうも無く、あはれ無念の信康は雨ふる夜路をたどりて、大瀨の幽居にこそは歸りたりけれ、數日の後信康には更に遠州堀江の城に移され、家康には三州の諸將を岡崎に築めて、信康に密通の音問致すべからざる由の起請文を上らしめ、岡崎城をば夫の剛將鬼作左に守らせて、やがて己れは濱松に歸りぬ、尋で亦信康を遠州二俣の城に移し、茲に天方山城守、服部半藏の兩使を遣はして、罪なき子に腹切らせたり、
 信康不孝の罪なくんば、いかでか、る身とはなるべき、さりながら謀反のよしを承るこそ、死して恨みはのこるべけれ、

と臨終の辭を遺して逝きしとぞ、時に天正七年九月十五日、奉秋積みて纒に二十一なりけり、」(大久保湖州家康と直弼頁六六)

上總介忠輝

(五) 藩翰譜(第六卷)に「長澤殿は松平源七郎康忠の御事、これ徳川殿と同じ流にして岩河殿の御すゑ、徳川殿の御妹婿なり」とあり、而して岩河は參州額田郡、家康五世祖親忠の兄修理亮親長の居城たり、又た長澤家の相續は最初弟松千代なりしが、慶長四年正月六歳にて死せし故、辰千代其後を承けしものなりとす、

(六) 四萬石

(七) 藩翰譜には「八年二月六日信濃國川中島に移り給ひ元四萬石此とあり、但、本文に見るが如く忠輝は佐倉より松代に移されたるも、尙ほ入部せず、幕府は時の郡代たる大久保長安に命じて之れが民政を掌らしめしことは左に掲ぐる宮島文書(納租の比率、品目、民人の安堵、吏員の戒筋、隠田の録上等十ヶ條を示せるもの)に於て知るを得可し、
覺

一、當御年貢免相之義、右近殿森忠政、是年二月とりかまはず、代官衆に堅申付候間早々免を枉、年内濟候様に納所致べく候事、

一、御年貢方に金銀、わた、くれなゑ、あさ、雜石をはじめ其外立物何にてものぞみ次第納可申候ねだんの義者別紙に出置候之事、

一、惣別百姓迷惑のあらば何時も以御目安可申上候我等所迄者程遠候間於松城次郎左衛門兩宮申付候間尙次郎右方に書付指上べき事

一、代官并下代かりそめにも非分之義あらば無憚以目安可申上候是も次郎左衛門方へ上可申候若次郎右とり上なく候は、何れの代官へ成共、手より次第上べく候事、

上總介忠輝

付非分代官下代者糺明の上めしはなち、正路三人に可申付候間少も無機遣可申上候事、

一、并立非分にたかく取候下代あらば、其依物を押置、互に立合、御藏符をば可申付上候、急度可申付候并立物之ばかりめつよく取候は、可然是も其立物ばかり、立合符を付尙次郎右方へ以書付は申候事、

一、代官衆よりのふれながしの使科下代禮錢わらじ錢もたも堅法度に付候答法度をそむき申懸候者あらば無憚可申事、

一、郷中に緋はづれ、落地などあらば早々可申上候御忠節候高辻によりほうび出べきの事、

一、百姓中間にいたづらもの候て郷中をさはがすものあらば中として早々可申事、
一、郷中にぬす人夜盗とくかい火付ごと仕候もの有は聞出可上候ほうひ出べき事、

右如此指南候上者此前克候百姓をも召寄荒所可開者也
慶長八年十一月七日 大石 見守

(八) 忠輝が右近衛少將になりしことは言經郷記に「四月十一日天晴 禁中へ在父子參了將軍御末子上總介殿御參内了四足門より也鬼間に入給堂上衆各御禮被申之、今日從四位下右近衛少將拜仕也、實名忠輝十二三とあり、

又た慶長日件録に「四月十一日晴今日大樹御息松平上總介忠輝昇殿被任叙從四位下少將へ仍各參内、未刻主上御對面天盃被下、進物御太刀御届銀子五十枚、親王御同坐御

上總介忠輝

二六二

對面也、御太刀銀子三十枚被進之」とあり、

(九)

伊達政宗の女は五郎八姫又たは西館姫後ち天麟院と稱す、伊達族譜に「母者三春城主田村清顯次、文祿三年甲午六月十六日生于山城國聚樂第、慶長四年己亥正月許嫁越後上總介忠輝、今井宗董爲之媒、十一年丙午六月自江戸到仙臺、十月返江戸、十二月二十四日好、元和二年秋忠輝御預けの身となるや江戸屋敷に引取られ、元和九月廿一日仙臺に下りて城の山西に居宅を營み住す、

(十)

馬阪日記に「十月廿七日皆川父子三人收易、山田長門守、松讚岐守從者 被押籠置けるが今日被成敗」とあり、又た落穂集追加三大阪陣の條下に「老甫(廣照)は堀出候處に以前前の山城守とはちがひ、黒染の衣を着し、此の外に年寄疲おとろへての躰を見及び忠輝公にも頻りに落涙あり云々」

(十一)

大久保湖州家康と直弼(實三二一三五)

越後に於ける忠輝の初めの治所は福島なりしが、海に近きより、後ち之れを高田に徙すに至れり、當時茶阿局方位の吉凶を金地院崇傳に問ひし左の文、本光國師日記にあり、

越後少將様御生まれ月日八月九日いま御坐候よりみなみのほうにしん城御とりたて候よく候哉候らんじ可被下候

御とし廿二

七月十三日

かうさうす

松し内は參る

同返しに

越後少將様御生まれ年月日御かき付はいけんいたし候、ことし南へしん城御とりたてなされ候方の事、御たづねなされ候、なとのさしあいも御坐なく、一ねんとよき

上總介忠輝

二六三

方にて御坐候ま、此よし御ふくろ様へおはせ上られ候へかしめでたくかしく
七月十四日
は ん

かうさつす様參る

慶長十九年三月幕府松平肥前守、米澤中納言、松平下野守、最上駿河守、松平陸奥守、真田伊豆守、村上周防守、澁口伯耆守、仙石越前守、佐竹左京大夫、南部信濃守等の東北大名に命じて高田城を築かしめたり、伊達政宗記録事蹟考記に「越後御普請に付政宗義從盛徳院様御腰刀政宗拜領之、四月朔日江戸罷立、同月八日越後高田之近所富岡に到着」とあり、尙ほ忠輝の高田に於ける食封に就きては諸書異同あり、其重なるもの左の如し

- 七十五萬石.....慶長見聞録案紙、越後名寄
- 六十五萬石.....松平正系諸集參考
- 六十萬石.....徳川幕府家譜
- 五十五萬石.....三松錄
- 五十三萬八千五百石.....武徳編年集成
- 四十五萬石.....續武家補任恩榮錄
- 三十萬石.....禁裏御普請帳

(未完)